

太子町福祉医療費助成条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月25日

兵庫県太子町長 沖 汐 守 彦

## 規則第5号

### 太子町福祉医療費助成条例施行規則の一部を改正する規則

太子町福祉医療費助成条例施行規則（昭和48年規則第7号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「、高校生等には高校生等医療費受給者証」を削り、同条第3項ただし書中「15歳」を「18歳」に改め、「し、高校生等については、当該高校生等の18歳に達する日以後の最初の3月31日までと」を削る。

#### 附 則

##### （施行期日）

- 1 この規則は、令和8年7月1日から施行する。

##### （経過措置）

- 2 この規則による改正後の太子町福祉医療費助成条例施行規則の規定は、令和8年7月1日以後に行われた医療に対する福祉医療費の支給について適用し、同日前に行われた医療に対する福祉医療費の支給については、なお従前の例による。